

平成 20 年 5 月 9 日

「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」
(企業会計基準公開草案第 25 号)に対する意見書

東燃ゼネラル石油株式会社
エクソンモービル有限会社

このたび公表されました標記公開草案に対する弊社の意見を以下の通り提出させていただきます。

記

日本会計基準と国際財務報告基準（以下 IFRS）のコンバージェンスは、国としての公約であり重要な課題である。現在、東京合意に基づき 26 項目にのぼるコンバージェンス検討課題について、会計基準の変更につき項目毎に議論されている。

一方、会計基準を変更した場合の処理方法については、IFRS が要求する過年度遡及修正（IFRS 第 1 号 7 項）及び IFRS 適用初年度における剰余金の直接修正（IFRS 第 1 号 11 項）のアプローチを採用するか否かについては、本格的な議論に至っていない。その結果、企業は、各項目の会計基準の変更による一時的な影響を、その適用の都度、損益計算書に反映せざるを得ない。このことは、その各年度の財務成績に歪な影響を与えるだけでなく、投資家の観点からも、上場企業の経営成績・財務状況の分析に混乱をもたらし、ひいては、情報公開の透明性を損なう結果となるおそれがある。

また、確定決算主義を採用するわが国の法人税法の下では、会計と税務は密接に関連しており、会計基準を変更する場合においては、法人税に関する影響の検討は必要不可欠と考える。租税法律主義のもと、実質的に法律改正と同等の影響を与える会計基準の改正を立法機関でない企業会計基準委員会が実施する際には、より慎重な対応が要求されるとともに、影響を受ける企業・産業に対して十分な配慮を図るべきものとする。

今回の後入先出法を廃止する「公開草案」は、棚卸資産の評価方法を後入先出法から、その他の評価方法に変更することを強いられる企業にとって、特に適用初年度において、損益計算書と課税所得計算の双方に重大な影響を与えるものである。

一方、全世界で長い間、棚卸資産の評価方法として認容されてきた後入先出法が、市況価格の変動が収益性に大きな影響を与える産業にとって、費用収益対応の観点から適切な評価方法のひとつであり、投資家に対する期間損益開示の観点からも有用な手法であることに異論はないと考える。実際に、石油業界においては、後入先出法以外の評価方法を採用している企業も、投資家・アナリストへの有益な情報として、後入先出法とほぼ同様の手法、すなわち期初在庫から生じた含み損益を排除したベースでの期間損益を参考情報として開示するのが一般的である。

I. 提案

以上のことを考慮し、以下の4項目を提案する。

1. 本会計基準の最終案では、後入先出法が会計的に許容されない評価方法であるとの理由から廃止が提起されたのではなく、貸借対照表上の評価額に重点を置いているIFRSへのコンバージェンスの観点から廃止が検討されたことを明記されたい。最終案の作成の過程において、後入先出法自体の合理性の認識があったということは、今後、産業界と財務省との間で税務上適切な棚卸資産の評価方法を議論する上で有益なものとなるからである。
2. 「公開草案」を発表するにあたり、後入先出法の廃止により発生する重大な税負担等を回避するための経過措置につきコメントを求めたことについては評価したい。しかしながら、単に経済的損害を繰延べるだけの経過的な措置よりも、不公正な税務上の負担を強いることなくIFRSと同等の会計基準を導入するという目的を達成するために、以下の恒久的な対策を提案したい。
 - ① 後入先出法の継続適用を認め、「公開草案」第34-6項及び第34-7項で指摘されている事項を補うための一定の事項を注記すること。
 - ② IFRSあるいはそれと同等の会計基準の採用については、上場企業の連結財務諸表のみに適用し、個別財務諸表については従前の国内会計基準の継続適用を容認すること。
3. 上記②の連結／個別分離策を採る場合には、コンバージェンスプロジェクト全体に影響する問題であることから検討の時間が必要となると考える。そこで、この場合には、上記①を、この結論が出されるまでの経過措置として採用することを提案したい。
4. 尚、既述の通り、コンバージェンスに伴う会計基準の変更初年度の影響額の取り扱いについては、IFRSが意図し、かつ実際に他国でも採用されている方法との整合性を至急検討すべきと考える。従って、今回の後入先出法の件については、上記の継続適用が認められない場合においては、後入先出法廃止により実現する適用初年度の在庫保有損益は、損益計算書で認識するのではなく、直接、貸借対照表の純資産の部で認識、保留することを提案する。この取扱いは、会計基準の変更による影響は原則として剰余金の調整項目でおこなうというIFRSの原則に合致するものであると考える。

II. 上記提案の理由

- (1) 昨今の原油、鉄鉱石、石炭等の原材料価格の急騰を鑑みるに、後入先出法を採用している企業の在庫含み益は莫大なものとなっていることは容易に推察しうる。「公開草案」第34-9項で言及している通り、後入先出法を採用する上場企業は少数であるかもしれないが、本会計基準は非上場企業に対しても「一般公正妥当

な会計基準」として適用されるものであり、上場・非上場企業を合計すると在庫含み益の総額は計り知れないものであると推察する。この結果、後入先出法の廃止初年度に、日本全体で現金収入を伴わない莫大な在庫含み益が実現し、当該含み益に対する金銭的な納税債務が強制的に発生することになる。このことは、適切な評価方法であるとの判断のもと後入先出法を採用している企業・業種にとっては、非常に不合理・不公平なことである。現在後入先出法を採用している企業の本会計基準の適用方法及び時期については、慎重な配慮が必要である。

- (2) 先般、(社)日本経済団体連合会から公表された「国際会計基準（IFRS）に関する調査報告・概要」（2008年3月18日付）において明らかにされている通り、すでにIFRSを採用している欧州各国においては、税務計算・配当可能利益計算の基礎となる個別財務諸表については、従前どおり国内会計基準を継続的に適用し、IFRSは上場会社の連結財務諸表にのみ適用している（いわゆる連・単分離）。すなわち、欧州ではIFRSの採用により、特定の企業が課税所得への影響を受けるような事態は発生していない。日本においても、上記(1)のような事態を回避するために、連・単分離の採用を検討すべきである。しかしながら、その結論には相当の時間が必要と思われることから、本会計基準についてもその動向を見極めたうえで実施すべきものとする。
- (3) 既述のとおり、IFRSでは会計基準を変更する場合は、過年度に遡及して修正することを原則としている。また、IFRS適用初年度については、過年度財務諸表の作成負担を鑑み例外措置を講じている。いずれの場合においても、会計基準の変更による影響は原則として剰余金の調整項目としている。日本においても「過年度遡及修正の論点整理」（平成19年7月9日付）においてその適用につき議論がなされているが、未だ公開草案も発表されていない段階である。
- (4) 「公開草案」第26-4項で触れている通り、平成19年の半ばにおいてコンバージェンスにおける後入先出法の取り扱いを長期項目から短期項目に変更し、平成19年10月より後入先出法の廃止について本格的な議論が開始されているようである。結果として、検討開始からわずか6ヶ月で、経過措置のない後入先出法の全面廃止を前提とした「公開草案」が策定された。蛇足ながら、この点からも、上記(1)、(2)及び(3)の状況への対応について、検討が充分ではないと推察する次第である。

以上